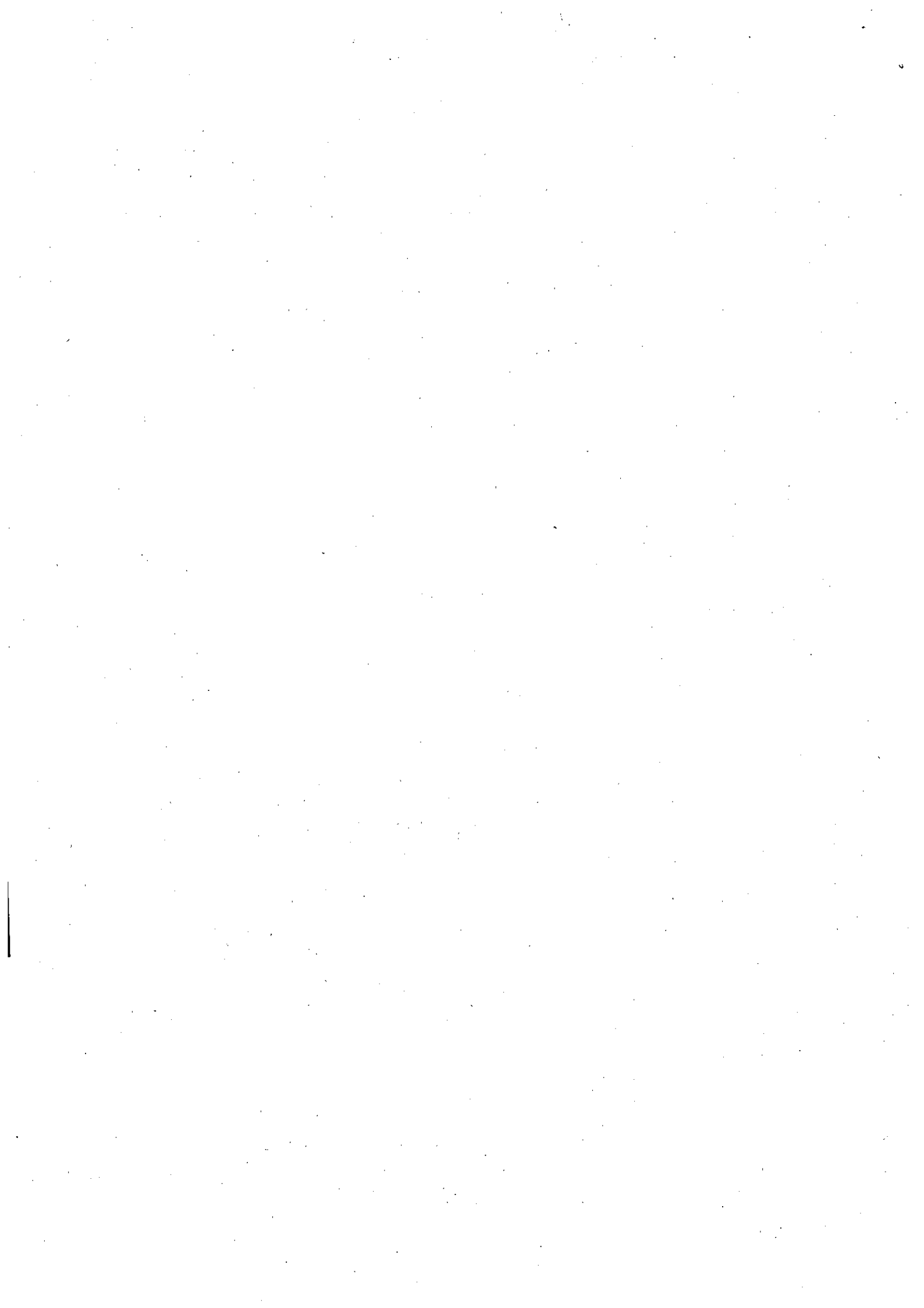


令和2年2月市議会 建設水道委員会資料

第28号議案 長崎駅西口自動車整理場条例

| 目次 | ページ |
|------------|-----|
| 1 施設の概要 | 1～4 |
| 2 条例案の概要 | 5～6 |
| 3 関係法令（抜粋） | 7～9 |

土木部
まちづくり部
令和2年2月

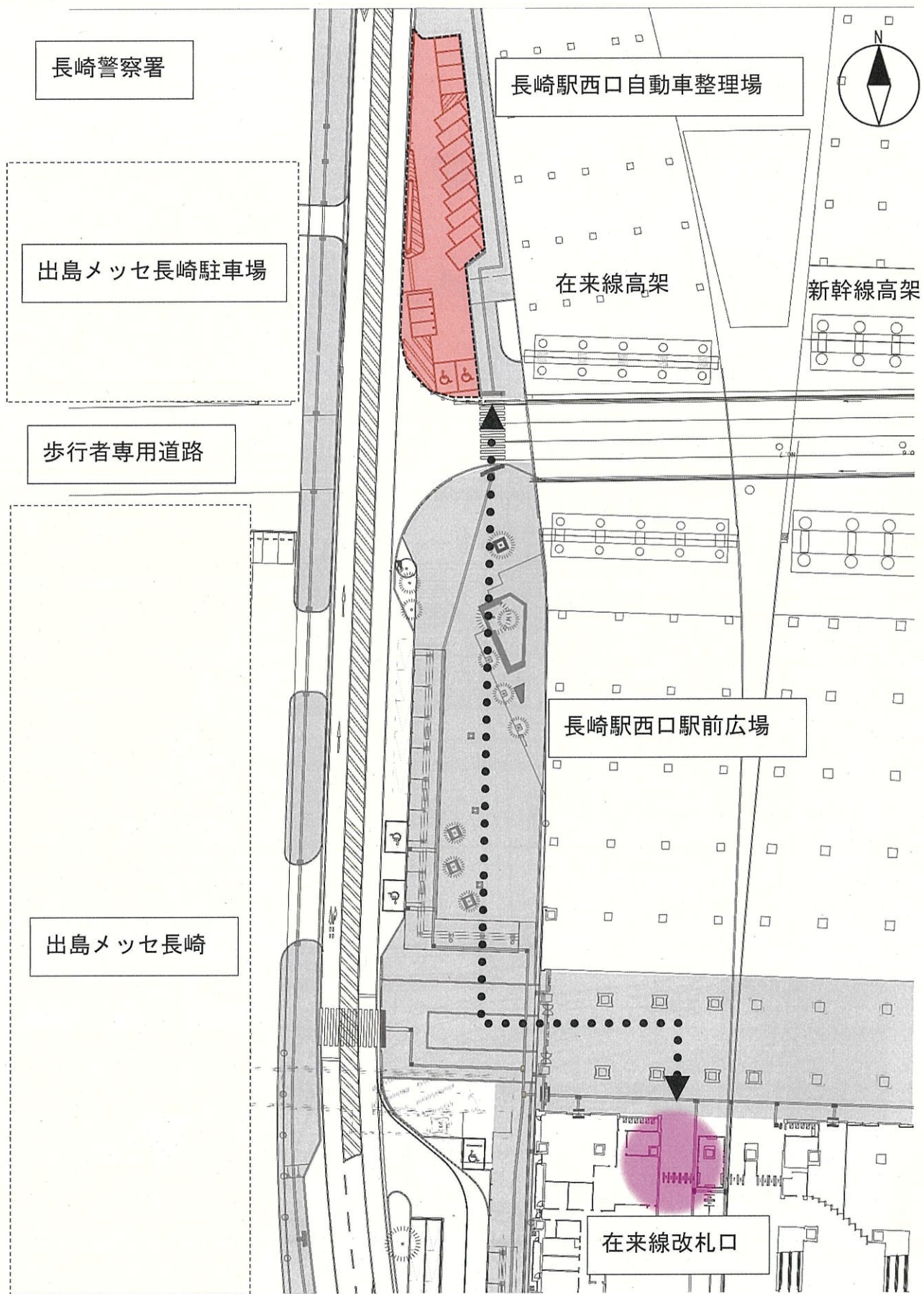


1 施設の概要

(1) 位置図



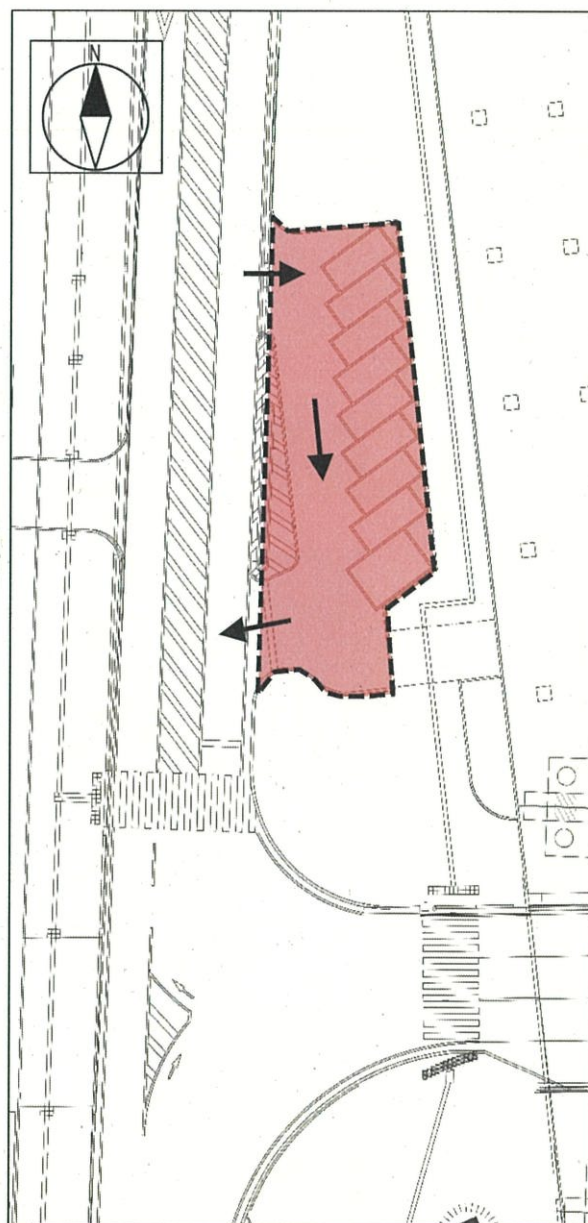
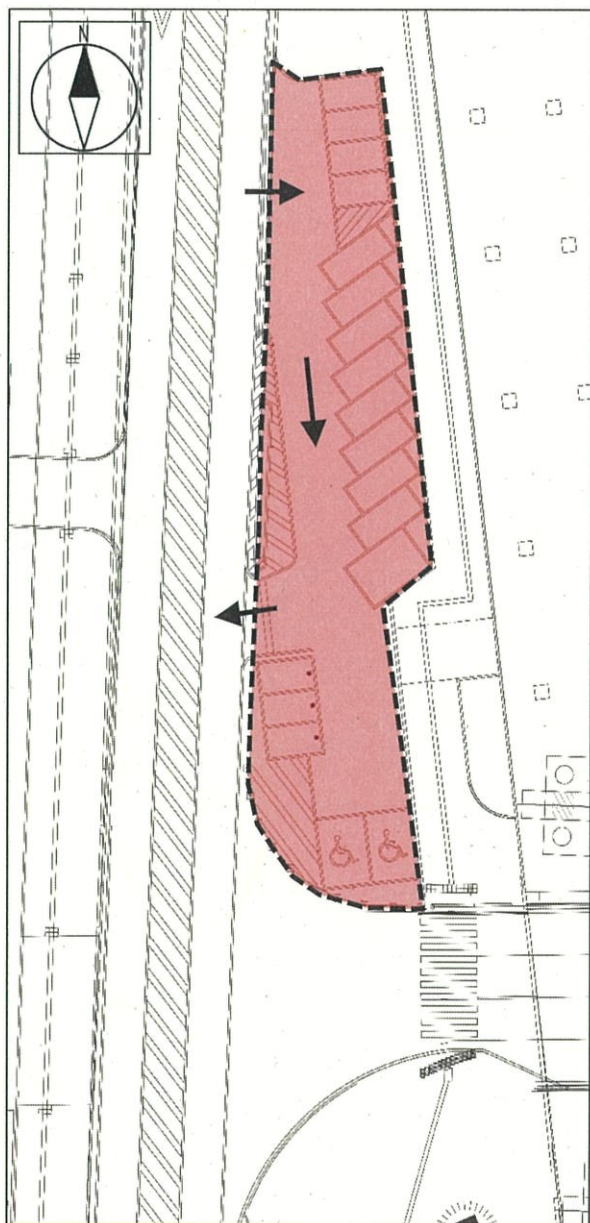
(2) 平面図



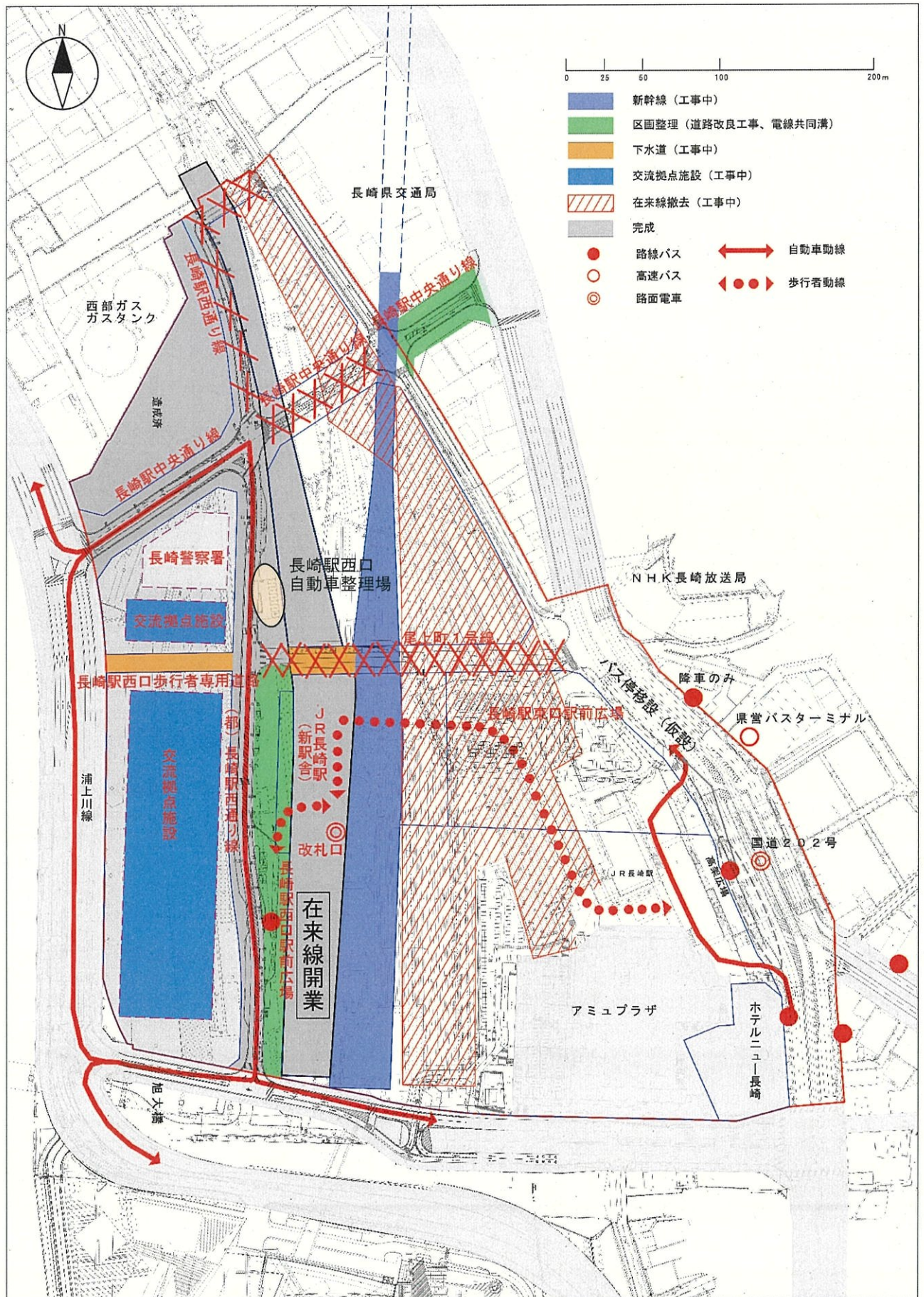
長崎駅利用者のための機能を確保するための主な駐車場は令和4年度完成予定の東口駅前交通広場であるが、当該駐車場が整備されるまでの間は、本市が設置する長崎駅西口自動車整理場の駐車可能台数を18台確保し、東口駅前交通広場の整備後に、9台として歩行者スペースを広げることとしている。

ア 暫定時 18台（東口駅前交通広場整備前）
R2.3.28～R4年度頃

イ 完成時 9台（東口駅前交通広場整備後）
R4年度頃～



(3) 新駅舎開業時（令和2年3月28日）の駅周辺の状況



2 条例案の概要

(1) 制定理由

長崎駅周辺において、長崎駅をはじめとする周辺施設利用者の送迎等による道路上の路上駐停車など、無秩序な路上駐停車を抑制し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保するために、駐車料金を徴収する自動車駐車場を道路法2条第2項第6号に基づく道路付属物として設けるため、道路法第24条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるもの。

(2) 名 称 長崎駅西口自動車整理場

広く市民が利用することが想定される新長崎駅の西口において、送迎等を行う際に生じる一時的な駐停車を路上から排除することであり、長時間の駐車を想定したものではないため、駐車場という表現は用いず、「長崎駅西口自動車整理場」とするもの。

(3) 所 在 地 長崎市尾上町(市道尾上町八千代町1号線上)

(4) 供用開始日 令和2年3月28日

在来線の高架への切り替え日や新駅舎開業日に合わせて交通機能の確保を行うため、当該自動車整理場についても同日の供用とする。

(5) 施設の管理 直営(業務委託による管理)

(6) 供用日等

- ア 供用日 1月1日から12月31日(休場日なし)
- イ 供用時間 午前0時から午後12時まで(休場時間なし)
- ウ 入出庫時間 午前0時から午後12時まで

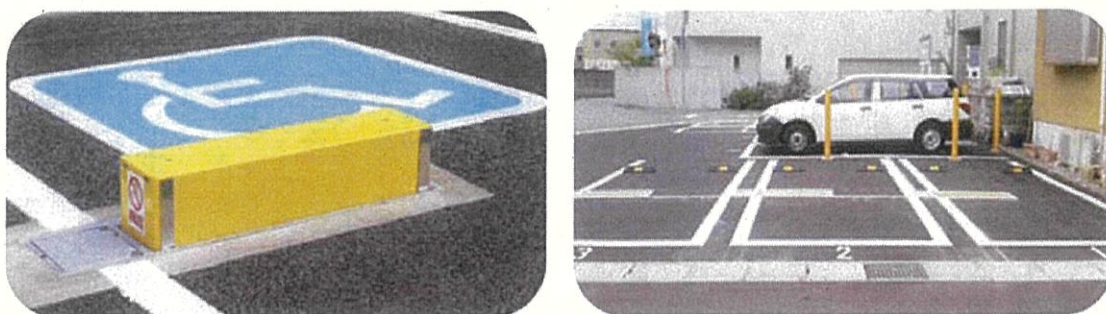
(7) 使用できる自動車の種類

駐車場を使用することができる自動車の種別は、次の自動車のうち二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除いたもの。

- ア 普通自動車(乗車定員11人以上除く)
- イ 小型自動車(長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.0m以下、総排気量が2ℓ以下)
- ウ 軽自動車(長さ3.4m、幅1.48m、高さ2.0m以下、総排気量が0.66ℓ以下)

(8) 駐車料金の徴収

自動車を出庫させるときに徴収(フラップ式精算機システムによる機械自動徴収)



写真：設置機器のイメージ

(9) 駐車料金の設定

| 種別 | 入出庫1回ごとの駐車料金 |
|------------------------|---------------|
| 車種 普通自動車、小型自動車、軽自動車 | 入庫後30分につき200円 |

<料金の設定方法>

最寄りの民間駐車場(160円/30分)や、近隣(半径300m以内)の民間駐車場(最大200円/30分)と同等以上の料金設定とし、入庫車両の速やかな出庫を促すため、200円/30分とするもの。

(10) 料金不徴収時間の設定

短時間駐停車車両を自動車整理場に誘導し、路上駐車車両を抑制するため、入庫後20分以内の車両については駐車料金を徴収しない。

(20分=駅舎までの往復移動(400m・5分程度)+駅舎内での用事10分程度)

3 関係法令（抜粋）

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

（用語の定義）

第 2 条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

(1)～(5) 略

(6) 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第 18 条第 1 項に規定する道路管理者が設けるもの

(7)～(8) 略

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第 18 条 第 12 条、第 13 条第 1 項若しくは第 3 項、第 15 条、第 16 条又は前条第 1 項から第 3 項までの規定によって道路を管理する者（指定区間内の国道にあっては国土交通大臣、指定区間外の国道にあっては都道府県。以下「道路管理者」という。）

は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金）

第 24 条の 2 道路管理者（指定区間内の国道にあっては、・・・略）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第 39 条

第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車*を駐車させる場合においては、この限りでない。

- 2 前項の駐車料金の額は、次の原則によって定めなければならない。
 - (1) 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。
 - (2) 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
 - (3) 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 道路管理者は、第1項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第24条の3 道路管理者は、前条第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

※駐車料金を徴収することができない自動車(平成4年建設省告示第791号)

道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により、駐車料金を徴収することができない自動車を次のように定める。

- (1) 当該自動車駐車場の付近において警察庁又は都道府県警察が犯罪の捜査、交通の取締りその他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車で道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第39条第1項に規定する緊急自動車(以下「緊急自動車」という。)以外のもの
- (2) 当該自動車駐車場の付近において行う災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する自動車で緊急自動車以外のもの
- (3) 当該自動車駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (4) 当該自動車駐車場の付近において郵便物(電報を含む。)を取集し、又は配達するため使用する自動車
- (5) 当該自動車駐車場の付近においてごみ、ふん尿その他の汚物を収集するため使用する自動車
- (6) 当該自動車駐車場及びその付近において行う道路の占用に関する工事その他の工事のうち、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため緊急に行うこと

が必要と認められるもののため使用する自動車であつて、当該自動車駐車を設ける道路管理者が駐車料金を徴収することが著しく不相当であると認めるもの
(7) 当該自動車駐車場及びその付近において道路の改築、修繕、災害復旧に関する工事、道路の維持その他の道路の管理に使用する自動車で緊急自動車以外のもの

(2) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)

(定義)

第 2 条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3～9 略

(3) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1～8 略

8 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

9～17 略

18 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者(以下「運転者」という。)がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

19～23 略

(緊急自動車の通行区分等)

第 39 条 緊急自動車(消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。)は、第 17 条第 5 項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第 4 項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。